

議案第 65 号

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年 9 月 17 日提出

宇治市長 山本 正

宇治市条例第 号

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市立幼稚園の使用料等に関する条例（昭和27年宇治市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（以下「保育料」という。）の額は、1月につき、別表に定める額」を「の額は、0円」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第4条及び第5条を削り、第6条第1項前段中「第36条の35第2号」を「第36条の35第1項第2号」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）」に改め、同条を第4条とし、第7条を第5条とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条第1項前段の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後の保育に係る宇治市立幼稚園の使用料について適用し、同日前の保育に係る宇治市立幼稚園の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。